特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	特定健康診査及び特定保健指導に関する事務 基礎項 目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	特定健康診査及び特定保健指導に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)第20条及び24条等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り 扱う。 40歳以上の小林市国民健康保険加入者に対する下記の事項 1 特定健康診査の実施に関する事務 2 特定保健指導の実施状況管理に関する事務 3 その他上記に関連する事務					
③システムの名称	①国民健康保険資格システム②住民基本台帳ネットワークシステム③宛名・納付システム④住民記録システム⑤健康管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
被保険者台帳管理情報ファイル	IL					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項別表の44の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 健康推進課					
②所属長の役職名	健康推進課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	し重点項目評値		西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(*	情報提供ネットワークシス	テルを通げか	- 入手を除く、)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	-		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内部	監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	システムへのログイン時等の) 権限も限定し、他人が容易に「		固人毎にID・パスワードを設定し管理している。また管理者 いようにしている。			

変更箇所

変 更固	ולי				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康推進課長 小園 久雄	健康推進課長 一色 俊一郎	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康推進課長 一色 俊一郎	健康推進課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV -1~9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険資格システム ②団体内統合宛名システム ③住民基本台帳ネットワークシステム ④中間サーバー ⑤宛名・納付システム ⑥住民記録システム	①国民健康保険資格システム ②住民基本台帳ネットワークシステム ③宛名・納付システム ④住民記録システム ⑤健康管理システム	事後	
令和7年2月5日	I関連情報 3.個人番号の 利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 30の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第24条第7号	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項別表の44の項	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 9. 規則第9条第 2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークとの接続	【 】接続しない(入手)	【〇】接続しない(入手)	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークとの接続 目的外 の入手が行われるリスクへの 対策は十分か	十分である		事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	